



第68回 労働問題を予防するセミナー パワハラ対応実践セミナー



今回のセミナーは、経営者として会社としてハラスメントの予防と対応を実践する内容です。何気なく普通にやっていることがパワハラとなり得ることがあります。配置転換や教育訓練、指導が「それってパワハラなの?!」「知らなかったあ」では遅いです。パワハラで訴えられた企業の実例を基に注意点を解説する内容です。一般社員向けのセミナーではありません。社長や管理職の方々に聞いてもらいたいセミナーです。

- ① パワハラで訴えられた企業の事例 多数の裁判例を分析します。
- ② パワハラ被害者が精神疾患になり休職。一方で、パワハラ社員は元気ハツラツ。
- ③ パワハラ問題を放っておいて、泥沼化 → 裁判 → 損害賠償請求。
- ④ ハラスメントの影響で良い人材が退職し、問題社員が残った…。

セミナー内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. ハラスメントの裁判例 | 8. ハラスメントを受けた社員への対応 |
| 2. 見て見ぬふりは会社責任が重大になる | 9. ハラスメント行為者の責任と自己認識 |
| 3. メールの内容が名誉棄損になる | 10. パワハラ迅速・適切な対応方法 |
| 4. 秘密録音は重要な証拠になる | 11. パワハラと指導の違い |
| 5. 配置転換の注意点 | 12. パワハラグレーゾーン |
| 6. 教育訓練の注意点 | 13. ハラスメントに関する相談・対応方法 |
| 7. パワハラが発生しやすい職場の特徴 | 14. セクハラ・パワハラセルフチェック |

● ZOOMでライブ配信視聴するセミナーです。

□5月13日（金）13：30～15：00 ライブ配信

□5月18日（水）13：30～15：00 ライブ配信

※おすすめ：社長＋管理職と一緒に参加されることをお勧めします。

☆一般社員の参加はお断り致します。

※労働問題の予防に活かしてください。

※参加費：1社1万円（税込） ☆日本労務センター会員：無料

参加日 5月 日に参加します。 “招待状” をメールで送ります。

●メールアドレス

御社名		TEL		FAX	
御氏名		役職			

お問い合わせ
TEL：027-330-5557
高崎市常盤町133番地



FAX 027-330-6331

申込締切
5月10日まで



特定社会保険労務士

日本労務センター

* 当社ホームページからも申込できます。

社長の右腕セミナー申込QRコード

